

# 令和6年度 ひとり親家庭等のしおり

ひとり親家庭や寡婦の皆さんが利用できる制度や主な相談窓口のご案内です。

各制度の詳細は、市町等により異なる場合があります。

最新の制度情報等については各ページの問い合わせ先までお問合せください。

## 目次

I. 離婚時に知っておきたいこと	1
離婚時に決めておくこと	1
養育費や親子交流（面会交流）についての相談窓口	1
養育費確保のための支援	2
II. 相談窓口	3
ひとり親家庭に関する相談	3
子どもに関わる相談	4
こころの悩みについての相談	5
ジェンダー・DV等に関わる相談	5
女性の悩みごと相談（DVや家庭における悩み）	6
その他の相談先	6
III. おかね（各種手当・年金）	7
手当	7
年金・医療費助成	7
貸付・減免等	8
IV. 教育	10
小学校・中学校	10
主に高等学校等に修学する方	10
大学等に就学する方	11
V. しごと	12
就労に関する講座・講習・相談	12
ハローワーク等での就業支援	14
就労支援のための給付金・貸付金	14
VI. 暮らし	16
子育て・生活・暮らしの支援	16
すまい	18
減免・優遇措置・その他制度	18
ひとり親どうしの交流	19

# I. 離婚時に知っておきたいこと

## 離婚時に決めておくこと

「養育費」は子どもの生活を支えるもの、「親子交流（面会交流）」は子どもの健やかな成長を願って行うもので、どちらも子どもにとって必要なものです。離婚をする際には、できる限り、子どものために「養育費」と「親子交流（面会交流）」の取り決めをするようにしてください。

### 親権

親権とは、子どものために、子の面倒を見たり、教育を行ったり、子の財産を管理したりする権限や義務のことを言います。父母の婚姻中は、父母の双方が親権者となりますが、父母が離婚する場合には、父母のうち一方を親権者として定めなければなりません。（法改正によって、今後取り扱いが変わる可能性があります。）

### 養育費

養育費は、子どもの面倒を見るのに必要な費用のことをいいます。一般的には、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当てはまります。子どもの面倒を見ている親は、もう一方の親から養育費を受け取ることができます。

結婚していなくても、子が認知されている場合には、養育費を請求することができます。

### 親子交流（面会交流）

親子交流（面会交流）とは、子どもと離れて暮らしている父母の一方が、子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

### 財産分与

離婚に当たって、結婚生活中に夫婦で築いた財産を分け合うことをいいます。

## 養育費や親子交流（面会交流）についての相談窓口

### 母子家庭等就業・自立支援センター

#### ①法律相談（予約制）

法律に関わる全般的な相談を弁護士が行います。

#### ②養育費相談（予約制）

離婚、養育費、親子交流（面会交流）、調停、家庭内の悩みごとなど、離婚前後の子どもの養育に関する手続きのご案内を、専門相談員が行います。

【問合せ および 申し込み】 母子家庭等就業・自立支援センター（P.12～13参照）

### 日本司法支援センター（法テラス）

法的トラブル解決のための支援を行います。

【問合せ】 TEL：法テラス・サポートダイヤル 0570-078374（IP電話からは 03-6745-5600）

HP：<https://www.houterasu.or.jp>



### 養育費等相談支援センター

養育費や親子交流（面会交流）について、電話やメールで相談を受け付けています。詳細はホームページをご覧ください。

【問合せ】 TEL：0120-965-419（携帯電話等からは 03-3980-4108）  
メール：info@youikuhi.or.jp  
HP：https://www.youikuhi-soudan.jp/index.html



### 法務大臣の認証を受けたADR（裁判外紛争解決手続）（愛称：かいけつサポート）

あなたと相手方との話し合いをサポートする民間業者です。

【問合せ】 HP：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\_00144.html  
※家族の問題を取り扱っているかいけつサポートが掲載されています。



### 日本公証人連合会（公正証書について）

全国の公証役場の住所等を調べることができるとともに、公正証書の作成などに準備する資料・手数料等の情報が掲載されています。

【問合せ】 HP：https://www.koshonin.gr.jp



### こどもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A

法務省が作成した養育費と親子交流（面会交流）の取り決め方やその実現方法についてのパンフレットです。

【問合せ】 HP：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\_00194.html



### 家庭裁判所

申立てを行うための手続、必要書類、費用等については最寄りの家庭裁判所にご相談ください。

## 養育費確保のための支援

### 養育費の履行確保等支援事業

児童扶養手当受給者（または同様の所得水準）の方に、養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用や保証会社と養育費保証契約を締結する際の費用を一部支給します。支給上限や対象経費等は市町によって異なります。

支援の種類	支給上限額	対象経費
公正証書等作成	3万円	(1) 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料または家庭裁判所の調停申し立てもしくは裁判に要する収入印紙代 (2) 弁護士等への相談に要する経費 (3) 公証人役場または裁判所に提出する戸籍謄本等の書類の取得に係る費用 (4) 公証人役場または裁判所との連絡用の郵便切手に係る費用
養育費保証契約における保証料	5万円	保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する経費

【問合せ】 市にお住まいの方——各市役所（P.3参照）  
町にお住まいの方——管轄の健康福祉事務所または各町役場（P.3参照）

## II. 相談窓口

### ひとり親家庭に関する相談

#### 各市役所および県健康福祉事務所（母子・父子自立支援員）

市の担当課や県の健康福祉事務所では、母子・父子自立支援員がひとり親家庭や寡婦の方の相談に応じ、自立に必要な情報提供や職業能力の向上および求職活動に関する支援を行っています。（町にお住まいの方は、県の健康福祉事務所が担当します。）

窓 口		電話番号	郵便番号	住 所	※	
大津市	子ども家庭課	077-528-2686	520-8575	大津市御陵町 3-1	○	
彦根市	子育て支援課	0749-26-0994	522-0041	彦根市平田町 670 番地 彦根市福祉センター内	○	
長浜市	こども家庭支援課	0749-65-6514	526-8501	長浜市八幡東町 632 番地	○	
近江八幡市	こども家庭センター	0748-36-5562	523-8501	近江八幡市桜宮町 236	○	
草津市	子ども家庭・若者課	077-561-2364	525-8588	草津市草津三丁目 13-30	○	
守山市	こども家庭相談課	077-582-1137	524-8585	守山市吉身二丁目 5-22	○	
栗東市	子育て支援課	077-551-0114	520-3088	栗東市安養寺一丁目 13-33	○	
甲賀市	子育て政策課	0748-69-2176	528-8502	甲賀市水口町水口 6053 番地	○	
野洲市	子育て家庭支援課	077-587-6884	520-2395	野洲市小篠原 2100 番地 1	○	
湖南市	子ども政策課	0748-76-4701	520-3195	湖南市石部中央一丁目 1 番 3 号	○	
高島市	子育て政策課	0740-25-8136	520-1592	高島市新旭町北畑 565 番地	○	
東近江市	こども政策課	0748-24-5643	527-8527	東近江市八日市緑町 10 番 5 号	○	
米原市	子育て支援課	0749-53-5132	521-8501	米原市米原 1016 番地	○	
東近江健康福祉事務所		0748-22-1300	527-0023	東近江市八日市緑町 8-22	○	
}	日野町	子ども支援課	0748-52-6583	529-1698	蒲生郡日野町河原 1 丁目 1 番地	
	竜王町	健康推進課	0748-58-1006	520-2592	蒲生郡竜王町小口 3 番地	
湖東健康福祉事務所		0749-21-0281	522-0039	彦根市和田町 41	○	
}	愛荘町	子ども支援課	0749-42-7693	529-1380	愛知郡愛荘町愛知川 72 番地	
	豊郷町	保健福祉課	0749-35-8116	529-1169	犬上郡豊郷町石畑 375	
	甲良町	保健福祉課	0749-38-5151	522-0244	犬上郡甲良町在士 357-1	
	多賀町	福祉保健課	0749-48-8115	522-0341	犬上郡多賀町多賀 221-1	
県	子ども家庭支援課	077-528-3554	520-8577	大津市京町 4 丁目 1-1	○	

※母子・父子自立支援員の配置

#### ひとり親家庭総合サポートセンター

ひとり親家庭の子育てや生活、就労、経済などの様々な相談について、問題解決のお手伝いをしています。来所（※事前予約）、電話、メール、出張、LINE などの方法でご相談に応じます。相談は無料です。

【問合せ】 大津市におの浜四丁目3番26号 滋賀県母子福祉施設 のぞみ荘内

TEL : 077-526-8801

メール : support@nozomi-kai.com

LINE : 右記QRコード

【受付時間】 月～金曜日、毎月第1・第3土曜日 9時～17時



LINE アカウント

## 滋賀県ひとり親家庭福祉推進員

滋賀県独自の制度として、母子家庭や父子家庭、寡婦の身近な相談相手を地域ごとに配置しています。県や市町の支援情報を掲載した「ひとり親家庭サポート定期便」を年に3回、ひとり親家庭福祉推進員がご自宅までお届けします。

【問合せ】 ①ひとり親家庭サポート定期便の申込

市にお住まいの方——各市役所 (P. 3 参照)

町にお住まいの方——管轄の健康福祉事務所または各町役場 (P. 3 参照)

②制度の問合せ 滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課 TEL 077-528-3554

## 民生委員・児童委員

市町や福祉事務所など行政機関と協力して安心で暮らしやすい地域づくりに取り組んでいます。生活に困ったときや子育てのことなど、身近な相談相手として地域ごとに配置されています。

【問合せ】 各市役所・町役場

## 子どもに関わる相談

### 市町の児童相談担当課（家庭児童相談室など）・県健康福祉事務所子ども家庭相談室

子育て、虐待などの悩みについて相談に応じます。

窓 口	TEL	郵便番号	住 所
大津市	子ども・子育て安心課	077-528-2688	520-8575 大津市御陵町 3-1
彦根市	家庭児童相談室	0749-23-7838	522-0041 彦根市平田町 670
長浜市	こども家庭支援課	0749-65-6544	526-0031 長浜市八幡東町 632
近江八幡市	こども家庭センター	0748-31-4001	523-8501 近江八幡市桜宮町 236
草津市	家庭児童相談室	077-561-2460	525-8588 草津市草津 3 丁目 13-30
守山市	家庭児童相談室	077-582-1159	524-8585 守山市吉身 2 丁目 5-22
栗東市	家庭児童相談室	077-551-0300	520-3088 栗東市安養寺 1-13-33
甲賀市	家庭児童相談室	0748-69-2177	528-8502 甲賀市水口町水口 6053
野洲市	家庭児童相談室	077-587-6140	520-2395 野洲市小篠原 2100-1
湖南市	こども子育て応援課	0748-77-7007	520-3195 湖南市石部中央一丁目 1 番 3 号
高島市	子ども家庭相談課	0740-25-8517	520-1521 高島市新旭町北畑 45-1
東近江市	こども相談支援課	0748-24-5663	527-8527 東近江市八日市緑町 10-5
米原市	子育て支援課	0749-53-5130	521-8501 米原市米原 1016 番地
東近江健康福祉事務所	子ども家庭相談室	0748-22-1300	527-0023 東近江市八日市緑町 8-22
}	日野町	子ども支援課	0748-52-6583 529-1698 蒲生郡日野町河原 1 丁目 1 番地
	竜王町	健康推進課	0748-58-1006 520-2592 蒲生郡竜王町小口 3 番地
湖東健康福祉事務所	子ども家庭相談室	0749-21-0281	522-0039 彦根市和田町 41
}	愛荘町	子ども支援課	0749-42-7693 529-1380 愛知郡愛荘町愛知川 72 番地
	豊郷町	保健福祉課	0749-35-8116 529-1169 犬上郡豊郷町石畑 375
	甲良町	子育て支援センター	0749-38-8003 522-0244 犬上郡甲良町在土 357-1
	多賀町	子ども・家庭応援センター	0749-48-8137 522-0341 犬上郡多賀町多賀 221-1

### 子ども家庭相談センター（児童相談所）

養育上の悩み、非行・虐待等に関する相談に応じています。

名称	TEL	管轄地域
中央子ども家庭相談センター	077-562-1121	草津市・守山市・栗東市・野洲市
彦根子ども家庭相談センター	0749-24-3741	彦根市・長浜市・米原市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町
大津・高島子ども家庭相談センター	077-548-7768	大津市・高島市
日野子ども家庭相談センター	0748-36-1201	近江八幡市・甲賀市・湖南市・東近江市・日野町・竜王町

相談時間 月～金曜日 8時30分～17時15分

### 子ども・子育て応援センター（愛称：こころんだいやる）

子育てのことやいじめ、不登校、虐待、進路など子どもや親の不安、悩みの相談に応じています。

【問合せ】 077-524-2030

0120-0-78310（24時間子供 SOS ダイアル）

相談時間 毎日9時～21時

### こころのサポートしが LINE 相談

自分のこと、学校のこと、いじめのこと、友達のこと、子育てのこと、家族のこと、こころの悩みなど様々な悩みの相談に応じています。

【問合せ】 LINE（右記QRコード）

相談時間 毎日16時～22時



LINE アカウント

## こころの悩みについての相談

### こころの電話相談

心の健康に関する相談に応じています。

【問合せ】 077-567-5560

相談時間 月～金曜日 10時～12時および13時～21時

## ジェンダー・DV等に関わる相談（※性別問わず相談可）

### 滋賀県立男女共同参画センター（配偶者暴力相談支援センター）

性別による差別、夫婦・家族間の問題等に関する相談 ※性別問わず相談可

【問合せ】 0748-37-8739

相談時間 火、水、金、土、日曜日 9時～12時および13時～17時

木曜日 9時～12時



## 女性の悩みごと相談（DVや家庭における悩み）

---

### 中央子ども家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）

【問合せ】 077-564-7867

相談時間（電話相談） 毎日 8時30分～22時

相談時間（来所相談） 月～金曜日 9時15分～16時（要予約）

### 彦根子ども家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）

【問合せ】 0749-24-3741

相談時間（電話相談） 月～金曜日9時～16時

相談時間（来所相談） 月～金曜日9時15分～16時（要予約）

## その他の相談先

---

県のホームページでは相談先一覧を公開しています。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/madoguchi/>



## Ⅲ. おかね（各種手当・年金）

### 手当

#### 児童手当

中学校修了前の児童を養育している方に支給されます。なお、令和6年（2024年）10月分から拡充が予定されています。

年齢等の区分	支給額：（1人あたり月額）
3歳未満	15,000円（一律）
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）	10,000円（一律）
所得制限あり	



令和6年（2024年）10月分より

年齢等の区分	支給額：（1人あたり月額）	
3歳未満	15,000円	第3子以降は
3歳以上高校生まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）	10,000円	30,000円
所得制限なし		

【問合せ】 各市役所・町役場

#### 児童扶養手当

母子家庭の母または父子家庭の父等が、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（児童が政令で定める程度の障害がある場合は20歳未満）を監護するときに支給されます。ただし、所得制限があります。

受給資格者は年1回の現況届の提出が必要です。

また、令和6年11月分（令和7年1月支給）から、所得制限および第3子以降の加算額が見直される予定です。

支給月額（令和6年4月）

全部支給	一部支給
45,500円	45,490～10,740円

【問合せ】 各市役所・町役場

#### 特別児童扶養手当

精神または身体に中度または重度の障害がある児童（20歳未満）を監護している父母（主として、児童の生計を維持するいずれか一人）、あるいは父母にかわってその児童を養育している人に対し、福祉の増進を図ることを目的として支給されます。ただし、所得制限があります。

受給資格者は年1回所得状況届の提出が必要です。

支給月額（令和6年4月） 一人あたり

1級	2級
55,350円	36,860円

【問合せ】 各市役所・町役場

### 年金・医療費助成

#### 母子家庭・父子家庭福祉医療費助成

医療保険各法の被保険者および被扶養者である母子家庭の母と子・父子家庭の父と子（「子」とは、18歳到達の最初の年度末までにあるもの）に、医療費の自己負担分を助成します。前年の所得が一定額以上の場合は、対象とならないことがあります。なお、通院については1ヶ月の診療報酬明細書1枚あたり500円、入院については1日あたり1,000円（月額14,000円限度）の自己負担が必要となります。

【問合せ】 各市役所・町役場



## 子ども福祉医療費助成

0～18歳までの子どもの医療費の自己負担分を助成します。自己負担上限は市町によって異なります。

【問合せ】 各市役所・町役場

## ひとり暮らし（高齢）寡婦福祉医療費助成

医療保険各法の被保険者および被扶養者であるひとり暮らし寡婦（65歳未満の女子で、1年以上ひとり暮らしで、今後もひとり暮らしが続くと見込まれるもの）に、医療費の自己負担分を助成します。前年の所得が一定額以上の場合は、対象とならないことがあります。なお、通院については1ヶ月の診療報酬明細書1枚あたり500円、入院については1日あたり1,000円（月額14,000円限度）の自己負担が必要となります。

また、ひとり暮らし高齢寡婦（65歳以上75歳未満）についても助成制度があります。

【問合せ】 各市役所・町役場

## 各種年金

次のような年金が受けられる場合があります。

遺族基礎年金 遺族厚生（共済）年金	被保険者が亡くなり、その人に扶養されていた配偶者または子に年金が支給されます。国民年金からは、「遺族基礎年金」が、厚生年金または共済年金からは、「遺族基礎年金＋遺族厚生（共済）年金」が支給されます。ただし、保険料の納付期間などにより支給されない場合があります。（「子」とは、18歳到達の年度末まで、または20歳未満の1級・2級の心身に障害がある子をいいます。）
寡婦年金	夫が老齢基礎年金を受けないで亡くなったとき、妻に60歳から65歳まで支給されます。ただし、保険料の納付期間などにより支給されない場合があります。

【問合せ】 各市役所・町役場の国民年金係または年金事務所

## 貸付・減免等

### 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭、寡婦の経済的自立を支援するため、子どもの就学や親の技能習得などに要する資金を、必要かつ償還可能な範囲で貸付を行う制度です。

#### 【主な貸付の種類】

資金名	資金使途	対象者	貸付限度額
就学支度資金	高校・大学・大学院等への入学時に必要な入学金等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子	例：私立大学自宅通学の場合は580,000円
修学資金	高校の授業料等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子	※月額 18,000～35,000円
	大学の授業料等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子	※月額 47,300～97,300円
	大学院（修士課程）の授業料等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子	※月額 88,000円
	大学院（博士課程）等の授業料等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子	※月額 122,000円
技能習得資金	就労するのに必要な知識技能を習得するための授業料等	ひとり親家庭の親・寡婦	月額 68,000円
修業資金	就労するのに必要な知識技能を習得するための授業料等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子	月額 68,000円
生活資金	技能習得や医療・介護の期間の生活資金	ひとり親家庭の親・寡婦	技能習得期間中の場合は月額 141,000円

※高等教育の修学支援新制度を受ける場合の限度額は、上記の額の1.5倍の額から授業料等の減免や学資支給金の額を控除した額を限度額とします。

### 【貸付を受けるための要件】

- ①県内に居住していること
- ②児童の福祉、世帯の自立助成につながること
- ③償還が達成できる見込みがあること
- ④保証人を必要とする貸付の場合は、保証能力がある保証人が得られること

### 【貸付が受けられない場合】

原則として以下のような場合は各資金とも貸付が受けられません（ただし、個々の事情に応じてご相談にのることができる場合があります。）これに加え、資金の種類ごとに別途、貸付条件があります。

- ①申請者が寡婦または40歳以上の配偶者のない女子であって、現に子を扶養しておらず、前年度の所得が2,036,000円を超えるとき（特別な事情がある場合を除く）
- ②申請者に一定の安定した所得があり、経済状態が良好で自力で資金の捻出が可能と認められる場合
- ③申請者が65歳以上の場合
- ④申請者が父母のない児童であって、法定代理人が選任されていない場合
- ⑤申請者が多額の負債を抱えるもの、破産申し立て中のものである場合
- ⑥申請者が租税、公共料金、他金融機関等への返済金等を滞納している場合
- ⑦修学資金について、滋賀県奨学資金および社会福祉協議会の生活福祉資金等の貸与を受ける場合
- ⑧同種の資金を重複して借りようとする場合、同種の資金ではないが両資金の持つ目的が矛盾するものを借りようとする場合（住宅資金と転宅資金、修学資金と修業資金 等）

### 【貸付を受ける手続き】

貸付を受けるためには事前の相談が必要です。

市にお住まいの方は市役所のひとり親家庭福祉担当課、町にお住まいの方は住所地を管轄する滋賀県の各健康福祉事務所へ、まずご相談ください。 母子・父子自立支援員がご相談をお受けします。

HP : <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/336132.html>

【貸付問合せ】 市にお住まいの方——各市役所（P. 3 参照）

町にお住まいの方——管轄の健康福祉事務所または各町役場（P. 3 参照）

【償還問合せ】 滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課 TEL 077-528-3554



## IV. 教育

### 小学校・中学校

---

#### 就学援助費【給付】

小・中学校の子どもで経済的な理由のために就学が困難な方に、義務教育期間（小学校入学前の準備を含む）は就学援助費（学用品費、新入学用品費、通学費、給食費、修学旅行費、校外活動費、医療費等）が支給されます。ただし、援助内容等は、市町によって異なります。

【問合せ】 在籍の学校またはお住まいの市町教育委員会

### 主に高等学校等に修学する方

---

#### 高等学校等就学支援金【給付】

国公立問わず、高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯（※年収約910万円未満の世帯）の生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給します。

【手続き】 1年生の4月に学校を通じて申請（全員）。以降は学校の案内に従う。

【問合せ】 県立高等学校 滋賀県教育委員会事務局教育総務課  
私立高等学校等 滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課

#### 滋賀県私立学校特別修学補助金【給付】

私立高等学校等が授業料を減免した場合に、当該高等学校等を設置する学校法人に対して補助を行い、生徒の修学を支援します。

【手続き】 在学する学校が定める期日までに学校を通じて申請（例年、夏季休業前後）。

【問合せ】 滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課

#### 滋賀県奨学資金【貸付】

高等学校等に修業しようとする者で、経済的理由により修学することが困難なものに対して奨学資金を貸与します。

【手続き】 以下の①、②の募集時期に在学する学校を通じて申請。

- ①在学募集（高校在学時）随時
- ②予約募集（中学3年時）9月ごろ

【問合せ】 滋賀県教育委員会事務局教育総務課

#### 奨学金返還支援制度【給付】

滋賀県奨学資金を貸与され、県内の高等学校等に在学する生徒のうち、一定の成績要件・収入要件を満たすものに対して、返還支援をします。

【手続き】 滋賀県奨学資金貸与申請時にあわせて在学する学校を通じて申請。

【問合せ】 滋賀県教育委員会事務局教育総務課

#### 滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金【貸付】

高等学校等の定時制課程または通信制課程に在学する勤労青少年で経済的理由により修学することが困難なものに、修学奨励金を貸与します。

【手続き】 例年10月ごろに在学する学校を通じて申請

【問合せ】 滋賀県教育委員会事務局教育総務課

### 奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）【給付】

授業料以外の教育費負担を軽減するため低所得世帯の生徒の保護者等に奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）を支給します。

【手続き】 7月ごろに在学する学校を通じて申請。新入生については、4～6月に一部早期給付の申請が可能。

【問合せ】 国公立高等学校等 滋賀県教育委員会事務局教育総務課  
私立高等学校等 滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課

担当課	TEL
滋賀県教育委員会事務局教育総務課	077-528-4587
滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課	077-528-3271

### 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（就学支度資金・修学資金）【貸付】

ひとり親家庭を対象に、無利子で高等学校、大学（院）、高等専門学校または専修学校に入学、修学するために必要な資金の貸付を行っています。

（詳しくは、P.8～9参照）。

## 大学等に就学する方

### 日本学生支援機構奨学金貸付【給付】【貸付】

大学・短期大学・専修学校（専門課程）等に在学する学生を対象とし、優れた資質を有し、経済的理由により修学困難であると認められる方に対し奨学金の給付および貸付を行っています。

【問合せ】 在学する学校の奨学金窓口

日本学生支援機構ホームページ：<https://www.jasso.go.jp/>

Webサイトで、進学資金のシミュレーションができます。



### 高等教育の修学支援新制度【給付】

大学・短期大学・専修学校（専門課程）等に在学する学生のうち、経済的理由により修学が困難であると認められる方に対し、給付型奨学金の支給と授業料および入学金の減免を行います。

【問合せ】 在学する学校の奨学金窓口

日本学生支援機構ホームページ：<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>



### 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（就学支度資金・修学資金）【貸付】

ひとり親家庭を対象に、無利子で高等学校、大学（院）、高等専門学校または専修学校に入学、修学するために必要な資金の貸付を行っています。

（詳しくは、P.8～9参照）。

このほかにも、国、民間の教育ローン、お住いの市町や各種団体等が独自に就学制度を実施している場合があります。制度を実施する金融機関、市役所、町役場、各種団体等に直接お問い合わせください。

# V. しごと

## 就労に関する講座・講習・相談

### 母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭の方（未婚の方やこれから離婚等を考えておられる方を含む）を対象に就業支援相談員が就職に関する相談、就職に関する情報の提供を行うほか、就職に関するセミナー、パソコン講習会を行っています。また養育費や親子交流（面会交流）にかかる法律相談や養育費相談も行っています。

#### ①就業相談

就業支援相談員が就業に関する電話相談オンライン相談や来所相談に応じ、アドバイスや情報提供を行います。

#### ②母子・父子自立支援プログラム策定事業

母子・父子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当を受給している方の状況や希望に応じ、自立目標や支援内容等について「自立支援プログラム」を策定し、ハローワーク等と連携しながら就業支援を行います。

#### ③講習会

就職準備や離転職に関する基礎知識を身に付けるセミナーおよびパソコン講習会（基礎編）等を行っています。講習会の内容および日程は変更することがありますので、詳しくはホームページをご覧ください。

〈令和6年度の予定〉

コース名	日 程	会場
コミュニケーション能力資格 認定講座（全2回）	5/11, 5/18	近江八幡
ライフデザイン講座 （全4回）	6/1, 6/8, 6/15, 6/22	近江八幡
パソコン Word 基礎コース （全5回）	6/29, 7/6, 7/13, 7/20, 7/27	近江八幡
パソコン Excel 基礎コース （全5回）	8/10, 8/17, 8/24, 8/31, 9/7	近江八幡
日商簿記3級受験対策講座 （全14回）	10/19, 10/26, 11/2, 11/9, 11/16, 11/23, 12/7, 12/14, 12/21, R7年 1/11, 1/18, 1/25, 2/1, 2/8 (2/23 日商簿記検定を目指す)	近江八幡

#### ④求人情報の提供

#### ⑤面接用スーツの無料貸し出し

#### ⑥法律相談（予約制）

法律に関わる全般的な相談を弁護士が行います（無料）。予約は、電話または公式LINEからお願いします。

相談時間：一人 50 分

会 場	住 所	日 時
近江八幡	近江八幡市鷹飼町 80-4 滋賀県立男女共同参画センター内	毎月 第2木曜日 13～16時
大津	大津市におの浜 4丁目 3-26 滋賀県母子福祉施設のぞみ荘内	毎月 第4木曜日 13～16時

法律相談の流れ

電話または公式LINEから申し込み → 就業自立支援センター職員による聞き取り → 法律相談

### ⑦養育費相談（予約制）

離婚、養育費、親子交流（面会交流）、調停、家庭内の悩みごとなど、離婚前後の子どもの養育に関する手続きのご案内を、専門相談員が行います（無料）。日程はホームページをご覧ください。予約は、電話または公式LINEからお願いします。

相談時間：一人50分

〈令和6年度の開催場所〉 6会場 毎回 13～16時

会場	住所	日時
近江八幡	近江八幡市鷹飼町 80-4 滋賀県立男女共同参画センター内	5/25（土）、12/22（日）
草津	草津市役所	8/4（日）
守山	守山市役所	8/14（水）
米原	米原市役所	8/17（土）
高島	高島市役所	9/10（火）
湖南	湖南市役所	9/25（水）
大津	大津市におの浜 4 丁目 3-26 滋賀県母子福祉施設のぞみ荘内	10/5（土）、R7 年 2/1（土）
長浜	長浜市役所	12/7（土）

※どの会場を選んでいただいても構いません。

#### 養育費相談の流れ

電話または公式LINEから申し込み → 就業自立支援センター職員による聞き取り → 養育費相談

養育費相談とは？・・・養育費に関する取決め、額の決定・変更、延滞について、元家庭裁判所調査官へ専門的な相談ができる。

法律相談は？・・・弁護士への相談ができる。養育費や親子交流に限らない法律的な解決が必要な場合は法律相談をご利用ください。

どちらを申し込みればよいかわからない場合は、滋賀県母子家庭等・就業自立支援センターまでご相談ください。

#### 【問合せ・申し込み】 滋賀県母子家庭等・就業自立支援センター

TEL：0748-37-5088

FAX：0748-37-5488

HP：<https://nozomi-kai.com/pages/45/>

住所：近江八幡市鷹飼町80-4（滋賀マザーズジョブステーション・近江八幡内）

相談時間：火～日曜日・祝日 9時～16時（予約制・保育あり）



ホームページ



LINE アカウント

※大津市にお住まいの方は、下記にお問い合わせください。

#### 【問合せ】 大津市母子家庭等就業・自立支援センター

TEL：077-522-0220

HP：<https://www.city.otsu.lg.jp/kurashi/s/s/55744.html>

相談時間：平日 9時～17時



## ハローワーク等での就業支援

### ハローワーク（公共職業安定所）

再就職等の促進を図るため、きめ細かな職業相談、職業紹介等を行うとともに、必要に応じて、職業訓練に関する情報提供を行っています。

また母子家庭の母や父子家庭の父（児童扶養手当受給中の方）を雇用した事業主に対して「特定求職者雇用開発助成金」として賃金の一部を一定期間助成することで、雇用機会の増大を図っています。

【問合せ】 HP： [https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/madoguchi\\_annai/list.html](https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/madoguchi_annai/list.html)  
県内のハローワーク（公共職業安定所）



### 滋賀マザーズジョブステーション

「滋賀マザーズジョブステーション」は、結婚や出産などで一度は仕事をやめたものの、子育てをしながら仕事に就きたいと望まれている女性などが、就職活動をスムーズにはじめてもらえるよう支援する無料の相談窓口です。

【問合せ】 HP： <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/danjyosankaku/300555.html>

滋賀マザーズジョブステーション・近江八幡 TEL：0748-36-1831  
滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前 TEL：077-598-1480



### ハロートレーニング（職業訓練）

希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得することができる公的制度です。公的職業訓練には、国や都道府県が実施する公共職業訓練と求職者支援訓練があります。

一部の訓練コースでは、ひとり親家庭が優先して受講できる優先枠や、子育て中の方向けに託児サービス付きの受講枠を設けています。

【問合せ】 滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課 TEL：077-528-3755  
HP： <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/306243.html>  
またはハローワーク



## 就労支援のための給付金・貸付金

### ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金【給付】

就労するために必要な教育訓練を受講した場合、支払った費用の一部を支給します。受講前に事前相談が必要で、所得が一定額以上ある方は受給できません。対象となる講座については市町によって異なります。

【問合せ】 市にお住まいの方——各市役所（P. 3 参照）  
町にお住まいの方——管轄の健康福祉事務所または各町役場（P. 3 参照）

### ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金【給付】

看護師や介護福祉士等の資格取得のため、一定期間以上養成機関等で修学する場合、給付金を支給します。なお所得が一定額以上ある場合は受給できません。対象となる講座については市町によって異なります。

【問合せ】 市にお住まいの方——各市役所（P. 3 参照）  
町にお住まいの方——管轄の健康福祉事務所または各町役場（P. 3 参照）

### ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金【貸付】

高等職業訓練促進給付金の受給者を対象とし、養成機関への入学準備金および就職準備金の貸付をします。また、児童扶養手当受給者等で、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労に取り組む方を対象に、無利子で家賃の貸付をします。(一定の条件を満たした場合に返還免除となります。)

【問合せ】 市にお住まいの方——各市役所 (P. 3 参照)

町にお住まいの方——管轄の健康福祉事務所または各町役場 (P. 3 参照)

### ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【給付】

ひとり親家庭の親または児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時および合格した時に受講費用の一部を支給します。なお所得が一定額以上ある場合は受給できません。対象となる講座については市町によって異なります。

【問合せ】 市にお住まいの方——各市役所 (P. 3 参照)

町にお住まいの方——管轄の健康福祉事務所または各町役場 (P. 3 参照)

### 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金(技能習得資金・生活資金)【貸付】

ひとり親家庭または寡婦の方が就労に必要な知識技能を習得する際の授業料等や技能習得期間中の生活を維持するために必要な資金の貸付を行っています。(P.8~9主な貸付の種類参照)

【問合せ】 市にお住まいの方——各市役所 (P. 3 参照)

町にお住まいの方——管轄の健康福祉事務所または各町役場 (P. 3 参照)

### 看護師・保育士・介護福祉士等の養成施設で学ばれる方向けの貸付制度

看護師・保育士・介護福祉士等の資格取得を目指す方への貸付制度です。資格取得後に対象業務に一定期間従事した場合は貸付金の返還が免除になる場合もあります。

【問合せ】

看護師等 . . . . .

滋賀県健康医療福祉部医療政策課

TEL : 077-526-8188

メール : kango-kashitsuke@pref.shiga.lg.jp

HP : <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryoy/333469.html>



保育士・介護福祉士等 . . . . .

(社福) 滋賀県社会福祉協議会 介護・福祉人材センター

TEL : 077-567-3950

HP : [https://fukushi.shiga.jp/kaigo\\_ouen/kaigo\\_syugaku](https://fukushi.shiga.jp/kaigo_ouen/kaigo_syugaku)





# Ⅵ. くらし

## 子育て・生活・くらしの支援

### ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭と寡婦の世帯が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助が必要な場合または生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。利用される場合は、事前に利用登録が必要です。

#### 提供するサービス内容

- (1)生活援助（利用者宅で家事全般・介護 等）
- (2)子育て支援（家庭生活支援員宅で保育サービス 等）

#### 派遣事由

- (1) 社会的事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等、社会通念上必要と認められる事由）
- (2) 自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動等）
- (3) 生活環境が激変し日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている場合（離婚等）
- (4) 就業等の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的に生活援助、保育サービスが必要な場合（乳幼児または小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭に限る。）

※(4)を除き、一時的な支援（概ね6か月間）ですので、年間を通しての継続的な事由は該当しません。年間を通して継続的に支援が必要な場合は利用できません。なお、他の手段を考える間の一時的な利用は可能です。

#### 利用料

令和6年度より、すべての方が利用料無料となります。

※サービス実施時に発生する費用は別途実費相当額負担となります。

※この事業の派遣調整等の連絡は、滋賀県から委託を受けた滋賀県母子福祉のぞみ会が行います。

【問合せ】 滋賀県母子福祉のぞみ会 TEL：077-522-2951

または、

各市役所・町役場 ひとり親担当部署（P.3）



### ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かりや保育所への送迎などの援助を希望する人と援助を行いたい人が会員となり、子育てを相互に支えあう仕組みです。ファミリー・サポート・センターが会員登録や会員同士の引き合わせなどを行っています。（援助を受けるときに利用料が必要です。）

実施の有無は市町によって異なりますので、詳しくは各役所・町役場にお尋ねください。

【問合せ】 各市役所・町役場

### 子育て短期支援事業

#### ショートステイ

病気や出産、事故、冠婚葬祭などで、一時的に育児ができないときに、児童福祉施設等で子どものお世話をします。（原則として7日以内）

【問合せ】 各市役所・町役場

### **トワイライトステイ**

仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、一時的に育児ができないときに、児童福祉施設等で食事の提供等、子どものお世話をします。

【問合せ】 各市役所・町役場

### **子どもの生活・学習支援事業**

ひとり親家庭の子どもを対象にした生活・学習支援を行います。実施の有無は市町によります。

【問合せ】 各市役所・町役場

### **保育所等への優先入所**

県内全市町において、保育所等への入所を優先的に取り扱います。求職活動中や職業訓練期間中も保育所の利用ができる場合がありますので、御相談ください。

【問合せ】 各市役所・町役場

### **保育料の減免**

入所児童の世帯の課税の状況に応じて、保育料を減免します。

【問合せ】 各市役所・町役場

## すまい

---

### 県営住宅

ひとり親家庭の入居を優先的に取り扱っている場合があります。(申込件数が募集戸数を上回り、公開抽選となった場合、一般資格抽選番号と倍率優遇資格抽選番号との二つをもらえ、倍率優遇を受けることができます。)

募集案内は、各市役所・町役場・土木事務所等にあります。

【問合せ】 指定管理者日本管財株式会社滋賀県営住宅管理センター  
〒520-0044 大津市京町4丁目4番23号 アソルティ大津京町5階  
TEL：077-510-1500 (代)  
外国人専用：077-510-1501 FAX：077-522-2778

### 市営(町営)住宅

ひとり親家庭の入居を優先的に取り扱っている場合があります。

【問合せ】 各市役所・町役場

### 民間賃貸住宅への入居に関する相談

住宅にお困りの方の民間賃貸住宅への入居に関する相談に応じています。

【問合せ】 滋賀県土木交通部住宅課(居住支援協議会事務局)  
TEL：077-528-4235

## 減免・優遇措置・その他制度

---

### 生活保護

生活費や医療費などに困り、ほかに方法がないときに受けられます。国民の権利を保障する全ての方の制度ですので、ためらわずにご相談ください。

【問合せ】 各市役所・町役場  
HP：<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/chiiki/300783.html>



### 生活福祉資金

所得の少ない世帯、障害者または高齢者の世帯に対して、無利子または低利(1.5%)で生活支援、就学支援、就労支援などに必要な資金の貸付を行っています。ただし、滋賀県奨学資金および母子父子寡婦福祉資金を借りられる方は借りられません。

【問合せ】 民生委員・児童委員またはお住まいの市町社会福祉協議会

### 税の軽減(ひとり親控除、寡婦控除等)

母子家庭、父子家庭、寡婦世帯の方は申告により所得税、住民税の軽減措置が受けられる場合があります。

【問合せ】 各市役所・町役場の税務課または税務署

### JR通勤定期乗車券の割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方や、生活保護法による被保護世帯の方がJR通勤定期乗車券を購入する場合、証明書を添えて申し込むと3割引で購入できます。

【問合せ】 市にお住まいの方———各市役所(P.3参照)  
町にお住まいの方———管轄の健康福祉事務所または各町役場(P.3参照)

## ひとり親どうしの交流

### ひとり親交流カフェ（県事業）

滋賀県では、ひとり親家庭総合サポートセンター事業の一環として、ひとり親同士の交流や生活向上を目的に「交流カフェ」を企画しています。前半はひとり親家庭の生活に役立つような体験講座や講習を実施し、後半はひとり親同士での交流会としています。令和5年度の交流カフェ実績：マネープランセミナー、ヨガ等  
【問合せ】 ひとり親家庭総合サポートセンター（P.3参照）

### 母子寡婦福祉団体（社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会）

母子家庭や寡婦の福祉を増進することを目的に結成している団体で、母子家庭の親子に参加いただける様々な事業や行事や相談会を開催しています。  
各市町にのぞみ会の支部があり母子家庭の親子の居場所となるよう取り組みをしています。

活動内容：

フードパントリー（食料支援）  
のぞみちゃん食堂（子ども食堂・学習支援・子どもの居場所づくり）  
親子のバス旅行・夏祭り・クリスマス会・1年生おめでとうのつどい  
メンタルヘルス相談  
のぞみ会奨学基金・滋賀県母子寡婦福祉大会・アンケート調査・要望活動等

【問合せ】 HP：<https://nozomi-kai.com/>  
Instagram：[https://www.instagram.com/nozomikai\\_shiga/](https://www.instagram.com/nozomikai_shiga/)  
LINE：<https://lin.ee/fXSjsdj>  
X（旧Twitter）：[https://twitter.com/nozomi\\_shiga](https://twitter.com/nozomi_shiga)  
TEL：077-522-2951  
住所：大津市におの浜四丁目3番26号 滋賀県母子福祉施設 のぞみ荘内



HP



LINE アカウント

### 滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1  
TEL 077-528-3554

